

身延町内の公民館における 感染拡大予防ガイドライン

身延町教育委員会 生涯学習課

令和2年7月10日
(令和2年8月1日改訂)

本ガイドラインは、令和2年7月8日付の山梨県『新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請』に基づき、**新型コロナウイルス感染拡大の防止と公民館での活動の両立を進めるため**に、「感染拡大防止」の実践を図りながら、**公民館内で行われる活動に係る基本的な考えを示す**ものです。今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直し等を行うこともあります。

1. 3密の回避

(1) 密閉の回避

- ① 公民館を利用する際には、窓を開放したままで利用できる場合は(網戸や換気窓の表示がある等)、**常時開放**して利用する。
- ② 窓を常時開放することが困難な場合は、**30分に1回、5分程度、窓や出入口扉を全開にして換気**を行う。

(2) 密集の回避

- ① 利用団体は、**滞在時間を出来る限り短縮**する。
- ② 当面の間、公民館の**利用制限人数**を設け、混雑を回避する。(収容定員の半分程度以内)

(3) 密接の回避

- ① **近距離での会話や発声は避けて**、玄関や廊下等の共有スペースで滞留をしない。
- ② 最低1m(マスク着用のない場合は2m)の**対人距離を確保**する。

2. その他の感染防止策

(1) マスクの着用

公民館利用時には**マスクの着用**をお願いする。公民館利用中マスクを外す場合は、適切な距離を取るようお願いする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 公民館利用前の、**手洗い手指消毒**をお願いする。
- ② 消毒用の資材は、**公民館にあるものや持参したもの**を使用する。

(3) 体調管理

- ① 利用者は事前に検温し、発熱や軽度の**風邪症状**（せき・鼻水・喉の痛み）、嘔吐・下痢の症状がある場合は、利用しない。
- ② 利用者の代表者は、当日の参加者の**健康状態を把握する**。

(4) ゴミの持ち帰り

公民館利用の際に出たごみ(可燃物、缶、ペットボトル等)については、**利用者が持ち帰る**。

(5) トイレ

- ① トイレの使用後は、必ず**便器のフタを閉めて**から水を流すよう表示する。
- ② 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は**定期的に清拭消毒する**。

3. チェックリストの作成

利用団体は公民館利用後、本ガイドラインのとおり使用したことを示すよう、**別紙チェックリストに記入し提出する**。

4. 利用者情報一覧の作成

保健所・県・国等から、新型コロナウイルス感染症対策に係わる情報提供依頼を受けた際に提供を行うため、**別紙利用者情報一覧を作成し、利用日から1ヶ月間保管する**。

5. ガイドライン対象公民館

公民館名	住所
身延地区公民館下山分館	身延町下山 10133 番地
身延地区公民館身延分館	身延町梅平 945 番地
身延地区公民館豊岡分館	身延町相又 250 番地
身延地区公民館大河内分館	身延町丸滝 653 番地
下部地区公民館	身延町常葉 1025 番地
下部地区公民館古関分館	身延町古関 2437 番地
中富総合会館	身延町切石 360 番地
中富地区公民館西嶋分館	身延町西嶋 340 番地
中富地区公民館大須成分館	身延町大塩 1398 番地 1
中富地区公民館静川分館	身延町切石 558 番地 1
中富地区公民館曙分館	身延町古長谷 542 番地
中富地区公民館原分館	身延町飯富 110 番地